

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和4年5月6日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和3年8月30日 荒尾市増永地内	個人 (車両所有者) 普通自動車	570,800円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
		個人 (車両運転者)	1,034,886円	
		個人 (車両同乗者)	35,908円	
2	令和3年12月8日 玉名市天水町部田見地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 軽乗用車	548,010円	
		個人 (車両同乗者)	103,237円	